

年 月 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

所在地 \_\_\_\_\_

名 称 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

熊本県障がい者等用駐車場利用証（ハートフルパス）制度の協力施設  
の登録申込について

下記施設の障がい者等用駐車場等について、標記制度に協力することとし、協力  
施設の登録を申し込みます。

記

	施設名	施設所在地	駐車台数		
			来客用 (総数)	うち障がい者等用【必須】 (幅3.5m以上)	うち障がい者等優先【任意】 (通常幅：3.5m未満)
1					
2					
3					

案内表示の必要数	障がい者等用駐車場	障がい者等優先駐車場
A 2 サイズ	枚	枚
A 3 サイズ	枚	枚
三角コーン用	枚	枚

※協力施設にお願いする事項

1 案内表示の掲示

県から配付するA 2 又はA 3 若しくは三角コーン用のステッカーを掲示

2 駐車スペースの適正な管理

駐車スペースに物を置いたりしないようにすることや、利用証の掲示がない車両に対して県作成の啓発グッズを配付する等の対応

※裏面の記載要領を参考にしてください。

担 当

(部 署 名)

(職 氏 名)

(電 話 番 号)

## <記載要領>

1 「施設名」の欄には、店舗名など施設の名称を記載してください。県のホームページにおいて、この欄に記載された名称により「協力施設」として紹介します。

なお、第1駐車場、第2駐車場のように、同一施設でも複数箇所に駐車施設がある場合は行を改めて記載してください。

2 「駐車台数」の欄には、左欄に当該施設の来客用の駐車台数総数（概数でも可）を、中欄に内数として「障がい者等用駐車場」の設置台数を、右欄に同じく内数として「障がい者等優先駐車場」の設置台数（協力可能な場合）を記載してください。

なお、「障がい者等用駐車場」とは、バリアフリー新法（「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」）施行令第17条に規定されている「車いす使用者用駐車施設」（下記参照）のことを指しています。

「障がい者等優先駐車場」とは、障がい者等用駐車場に追加して、出入口近くの一般駐車場を障がい者等の優先利用とすることが可能な駐車場をいいます。「優先」なので、他に空きスペースがない場合等は、一般の方も駐車されて構わないという扱いです。

### バリアフリー新法施行令 (駐車場)

第17条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、そのうち一以上に、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を1以上設けなければならない。

2 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 幅は、350センチメートル以上とすること。

二 次条第1項第3号に定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。

(※出入口にできるだけ近いところに設置すること。)

3 「案内表示の必要数」の欄は、当該駐車スペースの近辺に掲示いただく案内表示（ステッカータイプ、A2版・A3版・三角コーン用）の必要数を記載してください。同一の施設に複数枚の案内表示を希望いただいて構いません。

なお、お申し込みいただいた必要数の案内表示を後日送付します。

4 施設が多数あって、欄が不足する場合は、コピー等により用紙を追加して記載してください。